

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項（建設工事） 電子入札用

この公告共通事項は、浅口市が発注する建設工事の一般競争入札（事後審査型）のうち、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した電子入札により執行する入札について、適用する。

1 入札参加資格

入札の公告日から落札決定の日までの間（特段の定めがあるものを除く）、次の各号に定める条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 19 年浅口市告示第 65 号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成 18 年浅口市告示第 101 号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 市税を完納している者であること。
- (7) 公告に示した入札参加資格要件（登録業種、地域要件、建設業の許可、総合値の点数、施工実績、配置予定技術者等）に適していること。
- (8) 岡山県電子入札共同利用推進協議会が設置する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用することができる電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、浅口市に利用者登録をしていること。

2 設計図書等について

- (1) 設計図書及び工事費内訳書は、公告に示す期間において、入札参加希望者が自ら電子入札システムから設計図書及び工事費内訳書をダウンロードすることにより交付するものとする。
- (2) 公告において共同企業体での入札参加を指定した入札にあつては、代表構成員の電子入札用 IC カードを使用して前号の設計図書及び工事費内訳書の交付を受けるものとする。
- (3) 設計図書に対する質問は、公告に示す締切までに、施行担当課へファクシミリ（持参、電話及び電子メール等不可）により行うこと。回答は、電子入札システムに掲載することにより行うものとする。

3 入札参加表明

- (1) 入札参加希望者は、設計図書の交付（ダウンロード）を受けた後、公告に示す期間において、電子入札システムにより入札参加表明の登録を行うこと。
- (2) 公告において共同企業体での入札参加を指定した入札にあつては、代表構成員の電子入札用

IC カードを使用して前号の入札参加表明の登録を行うものとする。なお、建設工事共同企業体協定書については、予め作成し、公告に示す日時までに、浅口市企画財政部財政課へ持参又は郵送（郵送の場合は必着とする。）により提出するものとする。

- (3) 参加表明を行った者が、事情により入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退の届出を行うこと。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。

4 入札書の提出について

- (1) 公告に示す期間において、電子入札システムにより入札金額その他必要事項の登録を行うことにより、入札書を提出すること。
- (2) 公告において共同企業体での入札参加を指定した入札にあつては、代表構成員の電子入札用 IC カードを使用して入札書を提出するものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を電子入札システムに登録すること。
- (4) 提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めないものとする。

5 工事費内訳書について

- (1) 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札においては、電子入札システムを用いた入札金額の登録にあわせて、添付ファイルとして工事費内訳書を添付すること。
- (2) 添付する工事費内訳書の作成においては、本件入札に係り電子入札システムからダウンロードした書式を使用するものとし、対象案件の設計書に基づき積算のうえ、入札金額に対応した額を記載すること。また、工事費内訳書に記載する日付（提出日）は、入札（開札）日とすること。
- (3) 添付する工事費内訳書の電子ファイルについては、ファイルの大きさを 1 ファイルあたり 3MB 以下とし、ファイルの形式を次のとおりとすること。ただし、当該形式で保存時に損なわれる機能は、電子ファイルの作成時に使用してないこと。

ファイル形式	条件
PDF 形式	最新の Adobe Reader で読み取りが可能なもの
Microsoft Excel（拡張子が xlsx 及び xls）	Microsoft Excel2013 で読み取りが可能なもの
Microsoft Word（拡張子が docx 及び doc）	Microsoft Word2013 で読み取りが可能なもの

- (4) (3) の場合において、電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は zip 形式とすること。ただし、自己解凍方式は認めないものとする。
- (5) (1) により工事費内訳書を添付する場合は、当該工事費内訳書について、最新のパターンファイルによりウイルスチェックを行うこと。
- (6) 提出した工事費内訳書の訂正、引換え又は撤回は認めないものとする。

6 入札（開札）執行について

- (1) 開札は、公告に示す日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 入札回数は、1 回とする。
- (3) 開札は、入札参加者のうち立会を希望する者を立ち合わせて執行するものとする。ただし、立会を希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて執行するものとする。

- (4) 開札の結果、予定価格以下の範囲内（最低制限価格を設ける入札のときは、予定価格以下及び最低制限価格以上の範囲内）の金額で有効な入札書を提出した者が1人以上の場合は、落札決定を留保のうえ、当該範囲内で最も入札価格の低い者を落札候補者として決定し、入札を終了するものとする。また、有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (5) 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札において、前号に規定する落札候補者決定に係る工事費内訳書の確認は、予定価格以下の範囲内（最低制限価格を設ける入札のときは、予定価格以下及び最低制限価格以上の範囲内）の金額で有効な入札書を提出した者のうち、最も入札価格の低い者から確認を行い、7（2）のアを除く各号のいずれにも該当しない場合は、その者を落札候補者として決定し、確認作業を終了するものとする。また、7（2）のアを除く各号のうちいずれかに該当する場合は、その者を失格とし、当該範囲内で次に入札価格の低い者について確認を行う。この一連の確認を落札候補者が決定するまで行うものとする。

7 無効等に関する事項

- (1) 開札において、次の各号に掲げるいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。
- ア 明らかに入札の参加に必要な資格のない者（共同企業体の場合にあっては、いずれかの構成員を含む。）の行った入札
 - イ 入札方法に違反して行われた入札
 - ウ ICカードを不正に使用して行われた入札
 - エ 浅口市電子入札等実施要綱（平成28年浅口市告示第67号）第4条、第5条、第9条、第12条又は第13条に規定する手続きを経ずに電子入札に参加した者がした入札
 - オ 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
 - カ 入札書に必要な事項が記載されていない入札
 - キ 明らかに不正によると認められる入札
 - ク 予定価格を事前公表している入札にあっては、予定価格を上回る入札金額を提示した入札
 - ケ その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (2) 開札において、次の各号に掲げるいずれかに該当する者は、失格とするものとする。ただし、応札者の責によらないと認められた場合は除くものとする。なお、イからケについては、工事費内訳書の提出が義務付けられている入札において適応するものとする。
- ア 最低制限価格を設定する入札において、最低制限価格未満の入札価格を提示した者
 - イ 工事費内訳書の全部又は一部の提出がない者
 - ウ 金額、商号・名称、代表者氏名、工事名並びに日付その他入札要件が確認できない工事費内訳書を提出した者。ただし、工事費内訳書の書式に示されていない項目は除くものとする。
 - エ 記載金額を加除訂正した工事費内訳書を提出した者
 - オ 同一案件の入札について2通以上の工事費内訳書を提出した者
 - カ 工事費内訳書以外の物（別件の工事費内訳書を含む）を提出した者
 - キ 公告で示した以外の方法で工事費内訳書を提出した者
 - ク 入札書に記載された入札価格と一致しない合計金額の工事費内訳書を提出した者
 - ケ 入札（開札）日ではない日付を記載した工事費内訳書を提出した者

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札参加資格の審査は、入札を終了後、落札候補者に対して行うものとする。
- (2) 落札候補者は、公告に示す資格確認申請書を次のとおり提出（持参に限る。）すること。

ア 申請書様式 「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」の様式については、本件入札に係り電子入札システムからダウンロードした書式を使用するものとする。

イ 提出先 浅口市役所企画財政部財政課

ウ 提出期限 提出を求められた日から起算して2日以内。閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしている場合は、その者を落札者として決定する。また、入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、その者を失格とし、次順位者を新たな落札候補者として資格審査確認申請書の提出を求め審査を行い、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。
- (4) 入札参加資格の審査の結果、落札者を決定した場合は、落札決定通知書により通知するものとする。また、入札参加資格を満たしていない場合は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格結果通知書（以下、「不適格通知」という。）により通知する。なお、不適格通知を受けた日から起算して2日以内に、その理由について市長に対し書面で問い合わせることができるものとする。
- (5) 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たしている者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

9 失格に関する事項

- (1) 入札参加資格の審査において、次の各号に掲げるいずれかに該当する者は、失格とするものとする。
 - ア 入札の参加に必要な資格のない者（共同企業体の場合にあつては、いずれかの構成員を含む。）
 - イ 公告で示した期限までに参加資格確認申請書を提出しない者
 - ウ 公告で示した以外の方法で参加資格確認申請書を提出した者
 - エ 明らかに不正によると認められる入札を行った者
 - オ その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者
- (2) 次順位者以降の入札参加資格の審査においては、(1)に示す各号に加え7(2)のアを除く各号のうちいずれかに該当する者についても、失格とするものとする。

10 その他

- (1) 浅口市電子入札等実施要綱第19条第1項に該当する場合は、書面による入札への参加も可能とする。手続き等については別途定める。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しないものとする。
- (4) 「明らかに入札参加資格がないにも関わらず入札を行った場合」及び「落札候補者が虚偽の入札参加資格確認申請を行った場合」は、入札の秩序を乱す行為として指名停止措置を行うことができるので、参加資格要件は十分に確認すること。
- (5) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、入札（開札）を延期又は中止します。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合（不適正な入札であると判断される場合を含む。）は、その入札の全部を無効とする。
入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (6) 落札者は、入札参加資格確認申請書において配置予定技術者として申請した者を、この工事の技術者として配置しなければならない。ただし、病休、死亡、退職、妊娠、産前、産後、育児休業、

介護休業等特別な場合に限り、この工事の基準を満たす者に変更することができるものとする。

- (7) 落札者の決定から契約成立までの間に、浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成19年浅口市告示第65号)に基づく指名停止等の措置を受けたとき、浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱(平成18年浅口市告示第101号)に基づく指名除外の措置を受けたとき、建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による浅口市を含む区域内における営業の停止命令(業種は問わない。)を受けたとき、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき(更生手続開始の決定を受けているときを除く。)若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしたとき(再生手続開始の決定を受けているときを除く。)又は本件入札に関し浅口市談合情報対応マニュアル(平成20年制定)に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、本件工事に係る契約を締結しないことがある。なお、このことにより契約の相手方に損害が生じても、浅口市は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係る契約は、浅口市議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、可決された場合は当該可決日をもって本契約を締結するものとします。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、落札者の決定から議会の議決までの間に、(6)に該当したときは、本件工事に係る仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。なお、このことにより仮契約の相手方に損害が生じても、浅口市は一切の責任を負わない。
- (9) 契約条項及び入札条件等については、入札公告及び本書によるほか、浅口市財務規則、浅口市工事執行規則、浅口市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱、浅口市建設工事最低制限価格取扱要領、浅口市建設工事等高落札率入札調査要綱及び浅口市建設工事共同請負制度事務処理要綱等の関連規定による。